

国民健康保険の適正化にご協力ください

☎ 保険課 43-9022

国民健康保険（以下、国保）は、病気やケガのときに医療機関などを受診できるように、皆さままでお金を出し合い、助け合う制度です。年々被保険者数の減少と、医療の高度化に伴う医療費の増加により厳しい財政運営となっています。適正な国保運営を行うために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

国保への加入・脱退の届け出は忘れずに

次のような場合は、届け出が必要となります。なお、マイナンバーカードを保険証として利用している場合も手続きが必要です。

- 【国保に加入するとき】
- 他市町村から転入したとき
- 職場の健康保険をやめた、または被扶養者から外れたとき
- 子どもが産まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき
- 【国保を脱退するとき】
- 他市町村に転出したとき
- 職場の健康保険に加入した、または被扶養者になったとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けたとき

次の事項に該当しないか確認をお願いします

- 【その他】
- 住所、氏名、世帯主が変わった
- 就学のため他市町村に転出する
- 世帯分離・合併をした

会社を退職して、国保に加入するとき

退職した方が国保に加入するとき、資格喪失日が分かる書類が必要になります。退職した事業所から「資格喪失証明書」を受け取ってください。

社会保険などの被扶養者になれませんか？

お子さんが職場の健康保険に加入し、翌年度の皆さんの国保税の負担が増えることになります。なお、加害者への請求は、届け出があった後、役場が行ないます。

柔道整復師（接骨院・整骨院）の施術には保険証が使える場合と使えない場合があります

柔道整復師による施術は、すべてが健康保険で受けられるわけではなく、ある一定の条件を満たした場合のみ対象です。自分の症状が条件に当てはまるか確認してから、施術を受けましょう。

【健康保険が使える場合】

- ねん挫、打撲、肉離れ（負傷した患部の回復を目的とするとき）
- 骨折、脱臼（応急手当を除き、医師の同意が必要）

【健康保険が使えない場合／全額自己負担】

- 日常生活における単純な筋肉痛や筋肉疲労、肩こり、腰痛、体調不良
- 神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニアなど病気が原因の痛み
- 保険医療機関で治療中のもの
- 症状の改善が見られない、長期にわたる漫然とした施術

空き家の適切な維持管理を行いましょう

空家総合対策窓口

☎ 総務課 43-9010

空き家管理の3つのポイント

>>> Point 1

空き家が管理不全な状態にならないよう、盆、正月、法事の際など、相続が発生する前から家族全員で早めに相談し、大切な財産をしっかり引き継ぎましょう。

>>> Point 2

相続した不動産を売却するためには、相続登記が必要になります。空き家などの問題を後世に繰り延べて複雑化させないためにも、相続登記を行い適切な維持管理につなげましょう。

>>> Point 3

相続登記の手続きは、司法書士などの専門家に相談しましょう。

空き家は、その所有者や管理者の責任において適切に管理されるべきものです。しかし、降雪期には屋根の雪が放置されて建物が倒壊したり、空き家から落下した雪が近隣に危害を及ぼす恐れがあります。たとえ雪という自然現象が原因だとしても、空き家を放置し他人に損害を与えた場合は、空き家の所有者や管理者が損害賠償責任を問われる場合もあります。空き家の所有者・管理者の方には、迷惑な空き家にならないよう、雪の処理は業者に依頼する、または近隣住民の方にお願ひしておくようにしましょう。

入し、その世帯に同居する方の収入が一定額以下であれば、お子さんの健康保険の被扶養者になれる場合があります。この場合、お子さんの保険料が増加することなく、国保喪失により国保税もかかりません。このような例に該当しないかご確認ください。

なお、加入条件などは、勤め先または加入している健康保険の保険者にお問い合わせください。

※ 後期高齢者医療制度に加入している方は該当しません

医療費の適正化にご協力を

一人あたりの医療費が増加傾向誰もが安心して医療を受けられ



注意事項

- 転出または職場の健康保険に加入した場合は、国保を脱退する届け出をしないと国保の資格が残ったまま保険税の支払いが続きます。
- 国保の資格が本来喪失すべきところ、届け出がないまま病院などを受診していると、あとで国保が負担した7割または8割を返還しなければなりません。
- 資格確認書の方は、届け出のときに必ず資格確認書の返却をお願いします。